

# 年金ライフプラン個別相談会

(制度概要、積立水準、必要額算出など個別のご相談に応じます)

## 4月8日(月) 12:10~12:50

### 別館8F水産庁813-1 会議室



『年金ライフプラン』は農林生協組合員の方だけが加入いただける団体年金保険です。

#### ・老後の生活に備えて！

充実した退職後のライフプランのために、自助努力で無理なく積み立てることができます。  
(予定利率1.25%※) ※記載の利率は2018年11月現在のものであり、今後変動することがあります。

#### ・人生の様々なイベントにも対応！

途中でまとまったお金が必要になった場合でも、一般コース(A型)では所定の事由に該当する場合、積立の途中で脱退せずに積立金の一部払い出しが可能です。

#### ・趣味やスポーツを楽しみたい！

若いうちから無理なくコツコツ、月々2,000円(半年払なら5,000円)単位で口座引き取りにより積み立てができます。増減額も可能です。

・税制適格コース(B型)は個人年金保険料控除(一般コース(A型)は一般生命保険料控除)が適用されることにより、所得税・住民税が軽減されます。

<年間10万円以上税制適格コース(B型)の保険料を支払った場合の例(概算)>

年間の給与収入	年間の軽減税額
300万円	6,100円
500万円	8,600円
700万円	13,700円
900万円	13,700円
1000万円	13,700円

保険料とは、掛金から制度運営費(月払、半年払の掛金の0.5%)を除いた金額をいいます。年間の軽減税額は所得税軽減税額と住民税軽減税額の合計です。

(計算の前提)

- 家族構成は「ご夫婦(子どもは16歳未満の場合)」で、配偶者には所得がないものとして計算しています。
- 軽減税額計算の基礎となる課税所得は、年間給与収入から、給与所得控除、社会保険料控除、配偶者控除、基礎控除および個人年金保険料控除を控除した金額としています。
- 課税総所得金額の計算にあたり、社会保険料控除については、財務省主税局の試算用指数を使用し、年収900万円以下の場合「年収×10%」、年収1000万円の場合「年収×4%+54万円」としています。
- 所得税および復興特別所得税の合計額は、「所得税額×1.021(100円未満切り捨て)」としています。
- 記載の内容は2018年7月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い変わることがあります。
- 住民税における調整控除は考慮していません。

当日軽食を用意してお待ちしています。  
参加希望される方はご連絡ください。

ご検討にあたっては、「年金ライフプラン」のパンフレットを必ずご確認ください。

農林水産省職員生活協同組合  
03-5575-2170 担当 保険係・平野